

地下工作物存置の協議に係る提出書類について

いわき市生活環境部廃棄物対策課

地下工作物の存置に係る協議を行う場合については、可能な限り、次の1から4の資料のご提出をお願いします。ご提出いただいた資料と当課による現場確認により、存置の可否について総合的に判断します。

1 存置する場所の地図

⇒ 住宅地図、ウェブページ上の地図を印刷したもの 等

2 当該工作物の埋設状況が分かる図面

⇒ 埋設図、寸法図、配管図 等

3 存置する場所の全景を写したカラー写真

4 次の(1)から(7)の事項について具体的に記載した資料

- (1) 当該工作物の処分を目的としたものではないこと。
- (2) 主として経費的な理由によるものではないこと。
- (3) 存置以外の方法を選択しない合理的な理由があること。
- (4) 当該工作物の存置が周辺的生活環境保全上の支障を生じさせないこと。
- (5) 存置する工作物は必要最小限であること。
- (6) 存置が今後の土地利用の妨げとならないこと。
- (7) 存置について、土地所有者及び土地占有者が了承し、土地所有者が本件に係る全ての責任を負うこと。